



技能実習適正化支援センターの渡邊です。5 月号は、「育成就労法」の国会審議と特定技能の 4 つの特定産業分野の追加について特集します。

- 1 技能実習法を抜本改正し、育成就労制度の創設等を目的とする「育成就労法」が 3 月 15 日に国会に提出され、現在衆議院で審議が行われています。これにより「育成就労」の在留資格が創設されることとなります。法律案要綱、法律案等については、法務省 HP をご参照下さい (https://www.moj.go.jp/isa/05_00042/)。本件改正につきましては、本ニュースレターで経緯、背景、論点を取り上げてきましたが、争点の一つであった転籍の扱いについて、今回の改正案等では、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2 年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件を満たす場合（本人意向の転籍）に行う、ものと整理されています。
- 2 3 月 29 日の閣議決定で、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」の一部が変更され、現行の 12 ある特定産業分野に、自動車運送業分野、鉄道分野、林業分野、木材産業分野の 4 分野が追加されることになりました。
 - (1) 「自動車運送業」については、かねてより人手不足が指摘されておりますが、筆者自身も日常生活でそれを実感しているところです。筆者が居住する地域の路線バスが人手不足により便数を減らす旨の予告をしたり、タクシーは以前に比べて予約が困難になっております。
 - (2) 他方、労働時間規制に関する働き方改革が 2019 年 4 月に開始された中、医師、建設業、運送業については時間外労働の上限規制の適用が 5 年間猶予されていたところ、今般、適用猶予終了に伴う対応と人手不足が「2024 年問題」として大きな課題となっています。一部地域でライドシェア運用が試行されるなど各界で取り組みが開始されていますが、今回、「特定技能」において自動車運送業が対象分野に追加されたわけです。特定産業分野とは、国内人材確保のための取り組みをおこなってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人による不足する人材の確保を図るべき産業上の分野のことであり、今回の決定は時宜にかなったものと言えます。
 - (3) 自動車運送業分野における特定技能の在留資格にかかる制度の運用に関する方針に係る運用要領で留意すべき事項等以下のとおりです。
 - (ア) 自動車運送業分野において求められる技能水準及び評価方法
 - ① トラック運送業：1 号評価試験（トラック）の合格と「第一種運転免許」の取得
 - ② タクシー運送業：1 号評価試験（タクシー）の合格と「第二種運転免許」の取得
 - ③ バス運送業：1 号評価試験（バス）の合格と「第二種運転免許」の取得
 - (イ) 日本語能力は上記①が N4 以上、②及び③が N3 以上です。なお、技能実習 2 号を良好に終了した者は、その職種・作業の種類を問わず、トラック運送業に従事するに求められる日本語能力

試験が免除されます。

- (ウ) トラック運送業については公安委員会が行う運転免許試験に加え運転免許試験の一部免除による取得（いわゆる「外免切替制度」など）も認められます。タクシー運送業、バス運送業については利用者への説明や事故時等の緊急時の対応が必要になるところ、新任運転者研修を修了する必要があります。

3 「2024 年問題」や特定産業分野への自動車運送業の追加など業務との関連のみならず日常生活との関連でも外国人が日本で運転することについては関心が高いと思われますので、外国人が日本で車両を運転する場合の運転免許証の扱い等につきご説明します。

- (1) 政令で定められた国等（スイス、フランス、ドイツ、ベルギー、モナコ、台湾）については当該国地域の運転免許証で運転可能（但し、上陸から1年を超えていないこと、日本語翻訳文添付が必要）
- (2) 有効な外国免許証の日本の免許への切替（いわゆる「外免切替制度」）
- (3) 国際免許

ジュネーブ条約形式とウィーン条約形式のものがあります。我が国を始め多数の国が加盟しているのがジュネーブ条約で、ウィーン条約は欧州が中心で締約国は少なく我が国は批准しておりません。日本ではジュネーブ条約形式の国際免許証による運転のみが認められています。有効期限は1年です。警視庁のHP等をご参照下さい（<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/>）。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titisc.org URL : <http://www.titisc.org/>